

府政科技第622号
平成28年6月23日

総合科学技術・イノベーション会議議長
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第9号「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の案について」

理 由

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）の規定に基づき特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の案を作成するにあたり、貴会議の意見を聴く必要があるため。